

## 監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、当該結果を公表します。

### 監査の対象

総務部，文化スポーツ部，福祉保健部，こども部

令和8年2月20日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

小 田 晃士朗

## 総務部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

行政改革デジタル推進第1課，行政改革デジタル推進第2課

### 3 監査の期間

令和7年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、行政改革デジタル推進第2課については是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

### 指摘事項

- (1) 「呉市標準化移行対応業務（団体内統合利用番号連携サーバ）」ほかにおいて、業務着手後に執行伺兼支出負担行為書を決裁していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

- (2) 「標準化移行期間におけるガバメントクラウド運用管理補助業務（税務総合情報システム）」ほかにおいて、受注者から業務の再委託に係る承認申請書等の提出を受けているにもかかわらず、再委託の承諾に対する課内での意思決定を行っていることが確認できなかった。また、書面による承諾を与えていなかった。

契約約款では、受注者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、当該業務範囲につき、あらかじめ発注者の承諾を得なければならないこと及び承諾は書面により行わなければならないことを定めている。

業務に係る承諾については、課内での意思決定過程を明確に残すとともに、承諾

は書面で行うなど、適正な契約事務をされたい。

## 文化スポーツ部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

文化振興課

### 3 監査の期間

令和7年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査の結果

1 から 6 まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

## 福祉保健部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

福祉保健課，障害福祉課，生活支援課

### 3 監査の期間

令和7年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて，過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては，監査の対象とした事務が，法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し，次の事務分類に従い，各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

### (1) 福祉保健課

#### 指摘事項

ア 「データヘルス基盤を活用した受診勧奨業務」において、契約保証金を契約規則に基づき、過去2年間の契約履行実績があることを理由として免除しているにもかかわらず、契約保証金免除申請書及び契約履行実績を証明する契約書の写しを提出させていなかった。

については、物品・業務委託等の契約に係る契約保証金取扱基準に基づき、適正な契約事務をされたい。

イ 総合ケアセンターさざなみに係る指定管理業務において、基本協定書では、自ら負うこととなる責任等について適切な範囲で各種保険に加入し、指定期間の開始の前日までに保険証券の写し等を市に提出しなければならない旨を規定しているにもかかわらず、当該写し等が提出されていなかった。

については、指定管理者に基本協定書の内容を遵守させるよう、適正に指導され

たい。

ウ グループホーム蒲刈及び蒲刈障害者活動支援センターに係る指定管理業務において、市が指定管理者に無償貸与している備品（８品目）が経年劣化により使用できなくなったため、市と協議を行わないまま指定管理者が廃棄していた。

また、指定管理者が、廃棄した備品の代替品を購入し、市と協議を行わないまま指定管理業務で使用していた。

基本協定書では、市が貸与した備品が経年劣化等で使用できなくなった場合及び指定管理者が購入した備品を指定管理業務の実施の用に供する場合は、市と協議を行うこととなっている。

については、基本協定書の内容を遵守するよう指定管理者に指導するとともに、備品の取扱いについて再度確認されたい。

エ 国民健康保険安浦診療所ほかに係る指定管理業務において、指定管理者から提出された月次報告書等で業務の一部を第三者に委託していることが把握できたにもかかわらず、基本協定書に基づき、あらかじめ市と協議し、承認を得るよう指導していなかった。

前回の定期監査において同様の指摘を受けた際、指定管理者に指導を行ったことではあるが、提出された報告書等を十分確認するとともに、基本協定書の内容を遵守するよう指定管理者に再度指導するなど、適正な指導・監督をされたい。

オ 前渡資金の保管により生じた利子については、その都度収入の手続をとらなければならないとなっているにもかかわらず、当該手続を行っていなかった。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

## (2) 障害福祉課

### 指摘事項

ア 「呉市精神障害者相談支援業務」に係る契約について、総価契約であるにもかかわらず、単価契約用の契約約款を用いて契約を締結していた。

については、適正な契約事務をされたい。

イ 「呉市地域生活支援拠点等相談支援事業」の仕様書において、事業開始前に事業実施計画書を提出する旨を定めているにもかかわらず、当該計画書が提出され

ていなかった。

については、受注者に対して契約内容を遵守するよう指導されたい。

ウ 蒲刈障害者活動支援センターで使用するため市が指定管理者に無償貸与している備品（1品目）が、指定管理者が管理している蒲刈高齢者生活福祉センターに移設され、使用されていた。

については、備品の所在確認を適切に行うとともに、指定管理者に対して、基本協定書に規定する備品等の管理物件に係る事項を遵守するよう指導されたい。

また、備品の取扱いについて再度確認されたい。

エ 広市民センター4階の一部の行政財産使用料に係る納入通知書について、遅くとも納期限の前日から起算して10日前までに納入義務者に交付しなければならないにもかかわらず、納期限の7日前に発送していた。

については、会計規則に基づき、適正な事務処理をされたい。

### (3) 生活支援課

#### 指摘事項

ア 「令和7年度呉市生活困窮者自立相談支援事業等業務委託」に係る仕様書において、受注者は業務の実施に当たり、実施計画書を作成し、市に提出して承認を受けなければならない旨を定めているにもかかわらず、当該計画書が提出されていなかった。

については、受注者に対して契約内容を遵守するよう指導されたい。

イ 職員が出勤したときは、庶務事務システム上の機能を使用した打刻をすることとなっているにもかかわらず、出勤時の打刻をせず、放置していた職員が複数人いた。

については、「庶務事務システム等を使用した申請等の運用について（人事課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

ウ 令和5年度以前に発生した生活保護費返還金のうち、令和6年度末までに納入されなかった収入未済額について、誤って、本来調定すべき金額より少ない金額を調定していた。

については、適正な事務処理をされたい。

## こども部監査の結果

### 1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第2項の規定による行政監査

### 2 監査の対象課等

こども家庭相談課

### 3 監査の期間

令和7年10月1日から同年12月25日まで

### 4 監査の対象

令和7年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて、過年度の当該事務も対象とした。

### 5 監査の着眼点

監査に当たっては、監査の対象とした事務が、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、組織目的の達成を阻害する要因の内容及び程度等を勘案し、次の事務分類に従い、各課等ごとに重点的に監査する項目を設定した。

- (1) 支出一般
- (2) 契約等
- (3) 補助金等
- (4) 旅費
- (5) 服務
- (6) 収入一般
- (7) 財産管理
- (8) その他

## 6 監査の実施内容

あらかじめ提出を求めた監査資料等に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係職員等から説明を聴取するなどの方法により、呉市監査基準に準拠して実施した。

## 7 監査結果の区分

是正、改善又は検討を求める事項については、定期監査等指摘基準に基づき区分している。

なお、監査の結果については、勧告事項、特別指摘事項及び指摘事項に該当するものを記載している。

## 8 監査の結果

1から6まで記載のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされ、その組織及び運営の合理化に努めていると認めた。

なお、是正、改善又は検討を求める事項は、次のとおりである。

### 指摘事項

「休日・夜間電話相談業務」に係る契約書において、印紙税法で定める正しい税額の収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。